

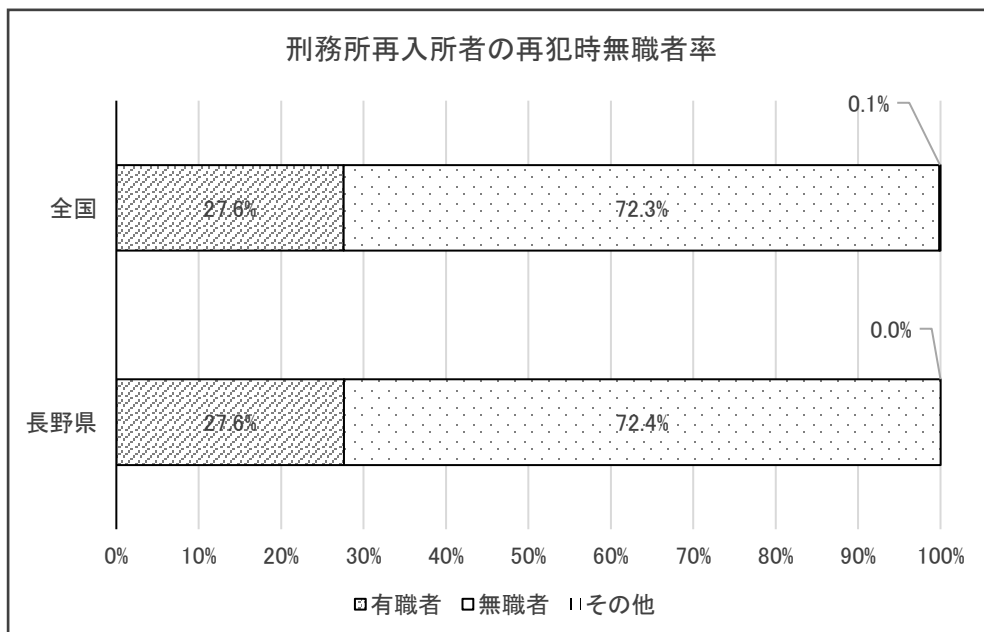
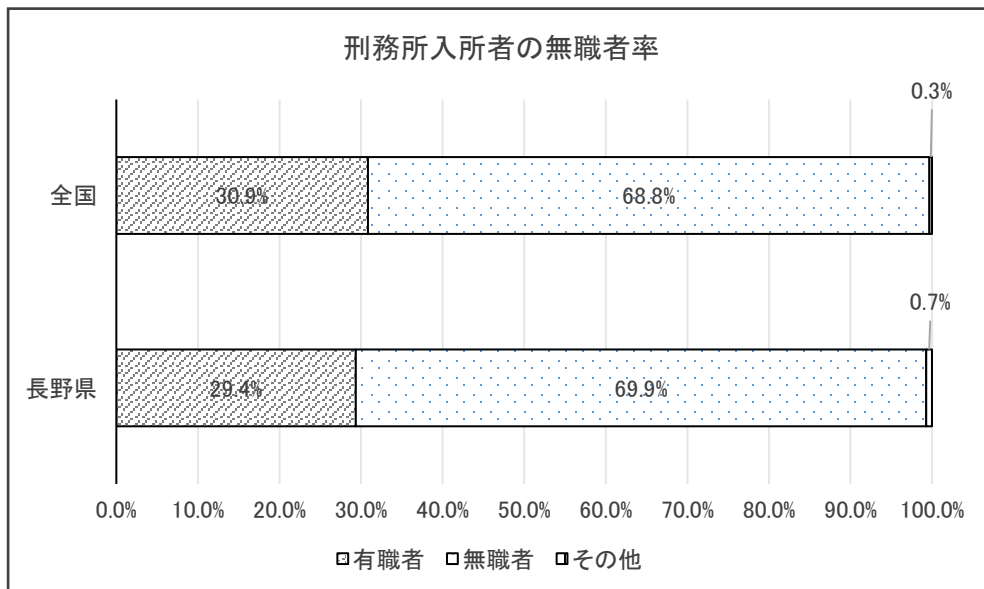
第3章 今後取り組んでいく施策

第1節 就労・住居の確保等のための取組

1 就労の確保等の取組

現状と課題

○全国の入所者のうち無職であった者は68.8%となっており、再入者のうち無職であったものは、72.3%となっています。長野県の入所者のうち無職であった者は69.9%、再入者のうち無職であった再入者は、72.4%となっています。（出典：法務省 東京矯正管区資料）



○犯罪白書によると、仕事のない人の再犯率は、仕事のある人の約3倍となっており、再犯防止推進のためには、就労の確保が重要です。

第3章 今後取り組んでいく施策

国・民間団体の取組

- 長野県の協力雇用主は、平成30年4月時点では、835社となっています。しかし、実際に雇用している協力雇用主数は7社、雇用主に雇用されている刑務所出所者等の数は8人ととどまっています。(保護観察所調べ)
- 協力雇用主等による犯罪をした者等の就労先の確保と共に、関係機関が連携した求人・求職のマッチングが求められています。法務省では平成28年に矯正就労支援情報センター(コレワーク)を東西2か所に設置して、これに当たっていますが、県内企業からの相談は、平成30年11月末現在、未だ5件にとどまっています。(東京矯正管区調べ)
- 長野刑務所、松本少年刑務所では、それぞれ職業訓練を通じて、受刑者に免許や資格の取得、職業上有用な知識や技能の習得をさせており、介護福祉科、建設機械科、自動車整備科、情報処理技術科などの科目が行われています。また、刑事施設の外で公共施設の除草などボランティア的な労務提供作業を行う社会貢献作業、職員の同行なしに外の事業所に通勤させる外部通勤作業の実施例もあります。
- 有明高原寮では、小型車両系建設機械運転特別教育の受講が可能となっています。
- 長野少年鑑別所(法務少年支援センター長野)では、地域援助業務として、心理学を専門とする職員等が、刑務所出所者等又はその雇用主などに対して、就労の確保や定着に向け、非行・犯罪の防止に関する専門的知識・技術を活用した助言その他必要な援助を行っています。

施策の方向性・展開

(1) 協力雇用主の拡大に対する支援

- 県が直接、保護観察中の少年を雇用することで、民間企業の再犯防止に対する意識啓発や、協力雇用主の拡大及び雇用の促進を図ります。
- 建設工事入札参加資格の資格総合点数において、協力雇用主登録事業者に対し加点します。
- 法務省の「協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金」制度やコレワークの活用について、関係機関とともに周知に努めるなど、協力雇用主による雇用の拡大に向けた施策を推進します。

(2) 就労に向けた支援の充実

- 市と連携して全県に設置された生活就労支援センター(まいさぼ)において、犯罪をした者等のうち、生活困窮者の生活や就労の相談に応じ、自立に向けた支援を行います。

○犯罪をした者等のうち、直ちに就労することが困難な生活困窮者に対して、就労に向けた生活習慣の形成、社会的自立のための訓練等を実施します。

○犯罪をした者等に対し、一般就労に向け自治体とハローワークによる一体的な支援を行います。

○就労に困難を有する犯罪をした障がい者等に対し、就職相談から就職後の定着支援まで、一貫した就労支援を実施します。

○就労に困難を有する犯罪をした者等のうち、高齢又は障がい者であっても福祉の支援を求めない者や、本人は自覚していないが障がい者と思われる者及び社会的孤立に陥っている者等への支援を目的に、支援体制の整備や刑事司法関係機関、民間協力者等と地域のネットワーク構築等を行います。

○民間協力者や刑事司法関係機関と連携して、就労等生活に困難を抱えた犯罪をした者等や刑事施設等に入所する者の家族など地域住民へ相談支援を行う生活相談窓口を更生保護サポートセンターに開設し、安心・安全な地域社会の構築を図ります。

○身元保証人等が確保できないために就労することが困難な犯罪をした者等に対し、長野県社会福祉協議会が実施している長野県あんしん未来創造事業の運営体制を強化支援します。

(3) 福祉的支援を必要とする者の就労支援

○「地域生活定着支援センター」を設置し、刑事司法関係機関と連携し、高齢又は障がいにより福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等出所予定者の社会復帰を支援します。

○障がいのある犯罪をした者等に対し、特性に応じた就労支援を実施します。

2 住居の確保等の取組

現状と課題

○長野刑務所の平成29年の出所者245人のうち、帰住先が無い者（健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した者）は3人でしたが、一時的な居住先として更生保護施設等に帰住した者は59人（24.1%）でした。また、松本少年刑務所の平成29年の出所者104人のうち、帰住先が無い者は7人、更生保護施設等に帰住した者は21人（20.2%）でした。（長野刑務所及び松本少年刑務所調べ）

第3章 今後取り組んでいく施策

- 長野県内の更生保護施設に一時的に帰住した者は、平成29年は102人となっています。また、自立準備ホームに一時的に帰住した者は、11人となっています。（出典：「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」（法務省））
- 刑事施設に平成29年に再入所した者のうち、前刑出所時に親族・知人の下ではなく、更生保護施設等に帰住した者は、全国では18.6%、長野県では17.1%となっています。（出典：法務省 東京矯正管区資料）
- 平成21年版犯罪白書では、出所時に適当な帰住先がなかった再入者の約6割は1年未満で再犯に至るとのデータも示されており、安定した生活を送るために、適切な帰住先の確保が課題となっています。
- 親族等のもとへ帰住できない者の割合は増加傾向にあり、地域の中に居場所を確保することの重要性はますます高まっています。しかし、地域においては、近所づきあいの希薄化やコミュニティカの低下等が進み、犯罪をした者等が悩みを抱えても周囲の人に相談できず、社会的に孤立してしまうことで、再犯等に至る者の増加につながってしまうことが懸念されます。

施策の方向性・展開

(1) 地域社会における定住先確保のための支援

- 住居喪失した犯罪をした者等に対し、家賃相当額の一時的な支給や、緊急一時的な日常生活に必要な支援を行います。
- 住居の確保が困難な犯罪をした者等のうち、高齢又は障がい者であっても福祉の支援を求めない者や、本人は自覚していないが障がい者と思われる者及び社会的孤立に陥っている者等への支援を目的に、県下各圏域において、司法関係者と福祉関係者の相互理解と役割分担を共有するため、ネットワークの構築等を行います。
- 民間協力者や刑事司法関係機関と連携して、住居の確保が困難等、生活に困難を抱えた犯罪をした者等や刑事施設等に入所する者の家族など地域住民へ相談支援を行う生活相談窓口を更生保護サポートセンターに開設し、安心・安全な地域社会の構築を図ります。
- 犯罪をした者等のうち、居住や就労等に課題を抱える生活困窮者などに対して、生活の安定と自立を促すため、長野県社会福祉協議会が実施する「長野県あんしん未来創造事業」の体制強化を支援し、これまでは、連帯保証人が確保できずに賃貸住宅の入居ができなかった方々でも入居が可能となるよう取組を強化します。

- 犯罪をした者等のうち、住宅確保要配慮者に該当する者の賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、民間の賃貸住宅や空き家を新たな住宅セーフティネットとして住宅確保要配慮者住居に活用する仕組みの導入の検討を進めます。

- 長野県社会福祉協議会が実施する「長野県あんしん未来創造事業」の入居保証事業を活用し、県営住宅に入居可能とします。また、高齢者、障がい者、ひとり親世帯などで犯罪をした者等に対して、優先的に県営住宅に入居できるよう配慮するとともに、所得に応じて家賃の減免を行います。

「長野県あんしん創造ねっと」の取組

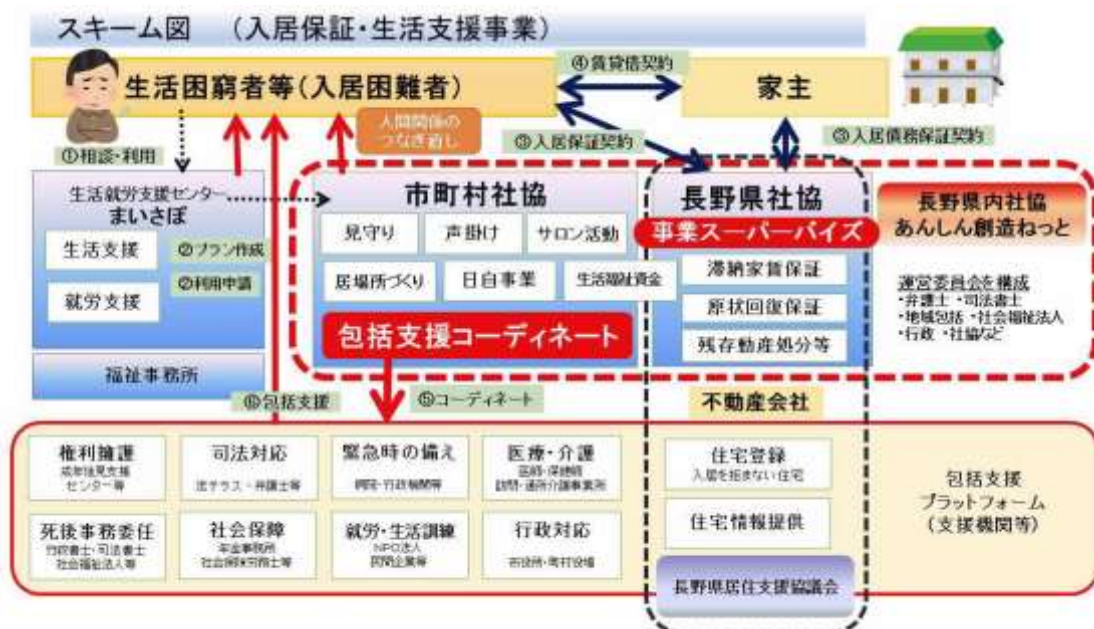
社会福祉法人長野県社会福祉協議会

平成29年10月より、社会福祉法人の地域公益活動として、長野県内の社会福祉協議会が参画して「長野県あんしん創造ねっと」事業が始まりました。

「入居保証・生活支援事業」

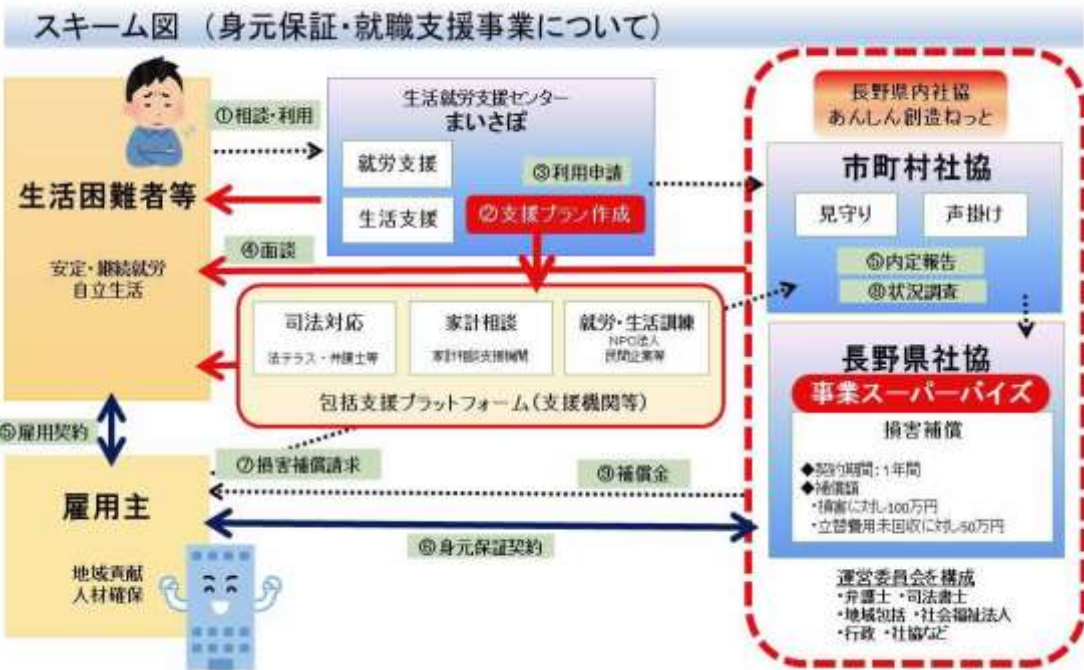
まいさぼの相談者のなかには、住む場所を必要としているにも関わらず、入居の保証をしてくれる人がいないことからその確保ができない方がいます。血縁、親族関係が希薄化するなかで、「住まう」という権利が妨げられている社会の状況があります。人として生活を営むためには住居は必要です。しかし、身寄りや頼る人がいないために明日の住む場所さえ見通せない方が少なからずいます。

入居保証事業は、県内の社会福祉協議会が拠出した財源により滞納家賃及び原状回復費用を保証すること、そして入居中の生活を包括的に支援することにより、たとえ保証人がいなくても住居が確保され、いずれこの事業を利用しなくてもその方の地域生活が継続されていくことを目指しています。



「身元保証・就労支援事業」

まいさぼにおける相談者への就労支援に際して、保証人がいないことを理由に雇用を拒まれ、就労の機会を逃してしまう場合があります。そこで、就労後の支援対象者が何かしらの理由で就労先に与えた損害に対し、この事業から見舞金を支給することを雇用主と契約することにより、保証人を立てることなく雇用に結びつけることをこの事業の目的としています。本人の能力ではなく保証人の有無で就労の機会が奪われることがないように支えるための事業です。



（「まいさぼレター第15号」（社会福祉法人長野県社会福祉協議会）より）

第2節 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

1 高齢者又は障がいのある者等への支援等

現状と課題

- 全国の入所者のうち、高齢者（65歳以上の者）は、11.8%を占めています。また、長野県の入所者のうち、高齢者は13.3%となっています。（出典：法務省 東京矯正管区資料）

- 全国の入所者のうち、高齢者の再入者率は71.4%となっています。また、長野県の入所者の再入者率は、52.6%となっています。（出典：法務省 東京矯正管区資料）

- 国の計画では、高齢者が、出所後2年以内に刑事施設に再び入所する割合は全世代の中で最も高いことや、出所後5年以内に再び刑事施設に入所した高齢者のうち、約4割の者が出所後6ヶ月未満という極めて短期間で再犯に至っている点が指摘されています。また、知的障がいのある受刑者については、全般的に再犯に至るまでの期間が短いと指摘されています。

- 高齢又は障がいにより福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等出所予定者の社会復帰は、本県が設置している「長野県地域生活定着支援センター」が支援をしています。しかし、高齢・障がい者であっても福祉の支援を求めない者や、本人は自覚していないが障がい者や認知症と思われる者等に対する支援体制が不十分といった課題があります。

- 犯罪をした者の前科及び犯罪経歴等はプライバシーとして保護されるべき情報であり、福祉サービス等の支援が必要な場合でも、犯罪をした者等の意思を尊重するなど、支援にあたってその情報の取扱いに十分留意する必要があります。

国・民間団体の取組

- 長野少年鑑別所（法務少年支援センター長野）では、地域援助業務として、心理学を専門とする職員等が、高齢者又は障がいのある者等に対して、非行・犯罪の防止に関する専門的知識・技術を活用した助言その他必要な援助を行っています。

施策の方向性・展開

(1) 高齢者又は障がいのある者等への支援

- 「地域生活定着支援センター」を設置し、刑事司法関係機関と連携し、高齢又は障がいにより福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等出所予定者の社会復帰を支援します。

- 犯罪をした者等のうち、高齢又は障がい者であっても福祉の支援を求めない者や、本人は自覚していないが障がい者と思われる者及び社会的孤立に陥っている者等への支援を目的に、県下各圏域において、司法関係者と福祉関係者の相互理解と役割分担の共有を図るため、ネットワークの構築等を行います。

- 犯罪をした者等のうち、低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対して生活相談・支援を行うとともに無利子・低利子の資金の貸付を実施します。

- 犯罪をした者等のうち、判断能力が十分ではない者を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の援助を行います。

- 犯罪をした者等が必要な福祉サービス等を適切に利用できるようにするための手続の円滑化及び刑事司法手続の入口も含めた支援について、各段階における司法、福祉双方の関係機関が連携して、取組を進めます。

(2) 高齢である犯罪をした者等に対する支援

- 高齢である犯罪をした者等が必要な介護・福祉サービスを利用できるよう、地域ケア会議等の機能強化を図ります。

- 高齢である犯罪をした者等に対し生活支援を行うため、生活支援体制を構築します。

- 低所得かつ高齢である犯罪をした者等を支援するため、介護保険料等の負担の軽減を図ります。

- 犯罪をした高齢者等が社会で孤立することがないように、地域社会への参加や地域における活躍の場を広げるための取組を支援します。

第3章 今後取り組んでいく施策

(3) 障がいのある犯罪をした者等に対する支援

○長野地方検察庁からの依頼により、軽微な犯罪で逮捕・勾留された精神障がい者のうち、治療や福祉的な支援で更生が可能とみられる容疑者に対し、釈放後の治療や福祉施設の利用等の計画を地域の福祉関係者と作成します。

○障がいのある犯罪をした者等に対し、特性に応じた就労支援を実施します。

○犯罪をした障がい者等が地域で安心して暮らすために、身体・知的・精神の障がいに対応できる総合的支援体制を整備した障がい者総合支援センターを各圏域に設置します。

○犯罪をした障がい者等が障がいの重度化、高齢化等に備え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供し地域全体で支える仕組み（地域生活支援拠点等）を圏域（地域）単位で整備、運用します。

○就労に困難を有する犯罪をした障がい者等に対し、就職相談から就職後の定着支援まで、一貫した就労支援を実施します。

○精神障がいのある犯罪をした者等が地域の一員として生活を送ることができるよう支援体制を整備・強化します。

(4) 生活に困難を抱える犯罪をした者等に対する支援

○民間協力者や刑事司法関係機関と連携して、就労等生活に困難を抱える犯罪をした者等や刑事施設に入所する者の家族など地域住民へ相談支援を行う生活相談窓口を更生保護サポートセンターに開設し、安心・安全な地域社会の構築を図ります。

○刑事施設に入所する者だけでなく、起訴猶予、執行猶予等の手続を経て社会に復帰する者等が将来的に生活面で困難に陥った際に必要な支援を受けることができるよう、関与した関係機関が窓口等必要な情報の提供を積極的に行うとともに、刑事手続の段階で弁護人が就任している場合には、被疑者、被告人の同意のもと弁護人を通じた支援情報のやりとりができるよう、関係機関のネットワークの構築を図ります。

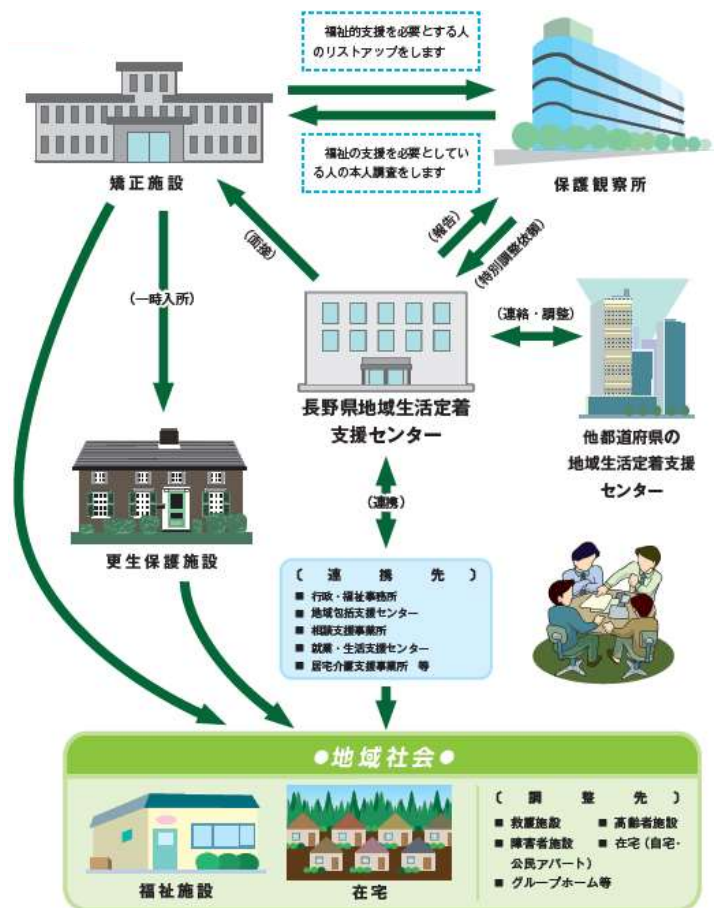
長野県地域生活定着支援センターの取組

刑務所などの矯正施設には、福祉のサービスが必要な高齢者や障がい者が数多く入所されています。これらの人が犯罪に至った背景には、低学歴、学力不足、家庭崩壊、職業能力不備、コミュニケーション能力の欠如、失業、不安定雇用など、心理的、身体的、経済的、社会的な問題が複合化した自立生活を阻害する諸課題が隠されていると考えます。

こうした諸課題を抱えた人には、これまで、罪を償い矯正施設を退所した後も親族等の受け入れ先がない、自力では必要な福祉サービス等にたどり着けない高齢者・障がい者が多く、再犯の可能性が高いという実態がありました。これらの人が矯正施設退所後、すぐに必要な福祉サービスの利用ができれば、生活が安定し、再犯を防ぐことにつながっていきます。

このような矯正施設退所後行くあてのない高齢者・障がい者の方に対して、入所中から本人のニーズを把握し、地域で生活できる支援体制を関係機関と事前に調整し支える機関として、各都道府県単位に「地域生活定着支援センター」が設置されました。

(「長野県地域生活定着支援センターパンフレット」(長野県社会福祉士会)より)



第3章 今後取り組んでいく施策

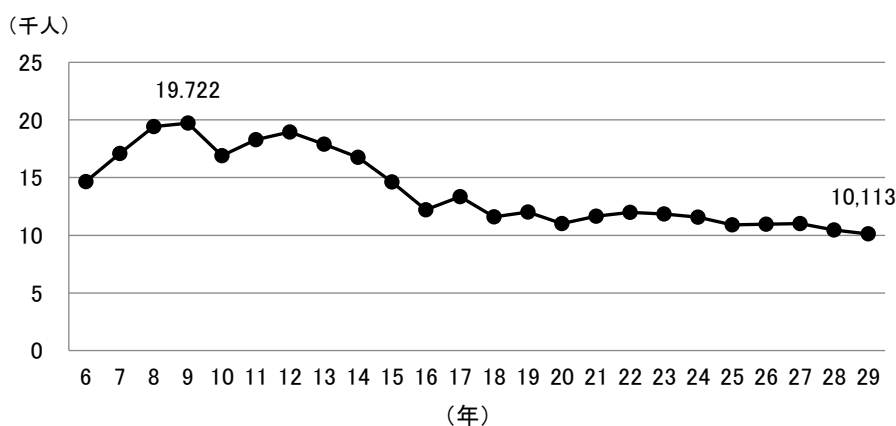
2 薬物依存を有する者への支援等

現状と課題

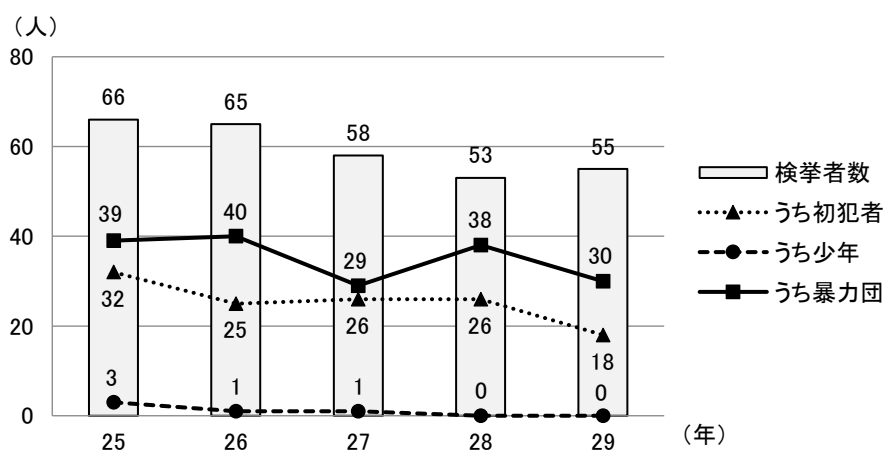
○全国の覚せい剤取締法違反による検挙者数は、ピークであった平成9年の19,722人から減少傾向にあるものの、毎年1万人を超え、引き続き高い水準にあるほか、新たに刑事施設に入所する者の罪名の約3割が覚せい剤取締法違反となっています。

○長野県の平成29年の薬物事犯検挙者のうち、検挙者数が最も多い薬物は覚せい剤で、暴力団関係者がほぼ半数を占めています。

全国の覚せい剤事犯検挙者数の推移(警察庁調べ)



長野県の覚せい剤事犯検挙者数の推移(長野県警察本部調べ)



○長野県の入所者143人の内30人(21.0%)が、主な罪名が覚せい剤取締法違反となっています。(出典：法務省 東京矯正管区資料)

○長野県の入所者のうち、再入者率は、全体が53.1%であるのに対して、覚せい剤取締法違反による再入者率は70.0%と高くなっています。(出典：法務省 東京矯正管区資料)

- 薬物事犯者は、薬物依存症の患者である場合もあり、刑務所等において薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持つよう促し、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けられるようにすることが必要です。
- 薬物事犯者の再犯の防止等の重要性・緊急性に鑑み、刑事司法関係機関、保健医療・福祉関係機関、自助グループを含めた民間団体等が、薬物依存からの回復を一貫して支援する取組が必要です。
- 薬物依存症からの回復には、薬物依存症者本人が地域において相談支援を受けられることに加え、その親族等が薬物依存症者の対応方法等について相談支援を受けられることが重要です。
- 長野県では、10 圏域の保健福祉事務所、長野市保健所及び精神保健福祉センターに、薬物乱用防止相談窓口を設けて、随時相談に応じています。
- 薬物乱用を未然に防止するため、特に青少年を中心に薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識するよう、学校等と連携した薬物乱用防止教育等により積極的な広報・啓発が必要です。なお、薬物乱用とは、ルールや法律から外れた目的や方法で使用することをいい、覚せい剤や麻薬などの不正な薬物は1回使用しただけでも乱用にあたります。

国・民間団体の取組

- 厚生労働省は、平成30年8月に「第五次薬物乱用防止五か年戦略」を決定し、5つの目標の第1として、「青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止」を掲げています。
- 長野少年鑑別所（法務少年支援センター長野）では、地域援助業務として、心理学を専門とする職員等が、薬物依存を有する者に対して、非行・犯罪の防止に関する専門的知識・技術を活用した助言その他必要な援助を行っています。

施策の方向性・展開

（1）相談機能の充実

- 保健福祉事務所、長野市保健所及び精神保健福祉センターに設置している薬物相談窓口の周知及び充実を図り、薬物乱用者やその家族からの相談に応じます。
- 薬物依存者に対して適切な医療を提供するなど、関係機関等と連携して更生指導を行います。

第3章 今後取り組んでいく施策

○薬物依存症当事者や家族を対象としたプログラムの開催や、相談員を配置し個別相談を実施します。

○薬物依存者に対する支援者の人材養成を図るため、特性を踏まえた研修を実施します。

(2) 意識啓発の実施

○教育委員会や、長野県薬剤師会等の関係団体との連携を図り、長野県薬物乱用防止指導員（学校薬剤師、保護司、ライオンズクラブ等）による中学校や高校での薬物乱用防止教育を推進します。

○高校生が薬物依存経験者の体験談等を直接聞き共に話し合う機会を設けることや、県内の大学、専門学校等へ麻薬取締員と専門知識を持った講師が訪問し、教職員、学生・生徒を対象とした教育意識啓発事業を行うことにより、若い世代の薬物乱用防止の意識高揚と薬物の正しい知識の周知徹底を図ります。

相談場面における医療と取締り機関への通報の問題

自ら覚せい剤を止めたいと相談してくる時には、実態としては、法律上の規制取締りの適用よりも、依存症克服のための援助活動が優先されるようです。

しかし、本人に薬物依存症の自覚がないときには、薬物使用によってもたらされている現実的問題に直面させるために、まず刑事・司法的対応を受けることが効果的だと考えられます。

刑事・司法的対応を優先した方がよいと考えられるのは、本人に薬物依存症であるという自覚がない場合で、中毒性精神病状態や強い渴望により、他害行為が発生している、または危険が切迫しているとき、このまま薬物を使っていると本人の切迫した命の危険があるときは、家族から警察等取締機関に通報してもらうよう伝えます。

ただし、ここで注意しておかねばならないことは、刑事・司法的対応は依存からの回復のきっかけに過ぎず、薬物依存症の治療そのものではないということです。

法的責任を果たした後に、どのような治療につなげていくかが最も肝心なことです。

長野刑務所では、長野ダルクが協力してグループミーティングや、専門家の講義などの「薬物依存離脱指導」が行われています。司法の管理下における依存症としての動機付け、依存症相談につなげる支援が期待されます。

（「薬物依存症支援者のための相談対応ハンドブック」（長野県精神保健センター）より）

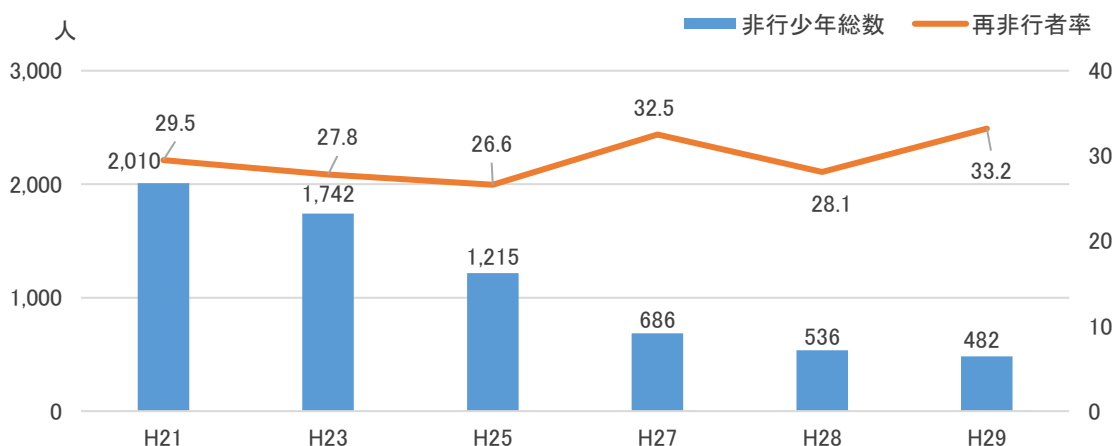
第3節 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

1 学校等と連携した修学支援の実施等

現状と課題

○県内の非行少年の総数は減少傾向にある一方、再非行者率は近年増加傾向にあります。非行少年の再非行の減少に向けた取組を推進する必要があります。

非行少年総数と再非行者率(長野県)



注) 再非行者率：少年の一般刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員割合
〔少年非行の概況(長野県警)〕

○本県の高等学校進学率は、平成29年は99.1%となっています。その一方で、長野県の入所者の17.5%が、高等学校に進学していない状況です。また、28.0%が高等学校を中退している状況にあります。

○学校や地域において、犯罪をした者等に対する継続した学びや進学・復学のための支援等が必要となっています。

○教育委員会では、松本少年刑務所内に設置している松本筑摩高等学校通信制桐教室に教員を派遣して、教科指導を行っています。また、同じく松本少年刑務所内に設置している松本市立旭町中学校桐分校には、松本市から教員が派遣されています。

国・民間団体の取組

○長野刑務所における平成30年度の高等学校卒業程度認定試験の受験者数は延べ23人、合格者数は8人(34.8%)であり、松本少年刑務所における平成30年度の高等学校卒業程度認定試験の受験者数は延べ3人、合格者は2人(66.7%)となっています。また、有明高原寮では、平成30年度は2人の者が受験し、2人とも受験科目はすべて合格しています。また、有明高原寮において平成29年度に修学支援を受けた者は1人、出院時に復学・進学した者は、3人となっています。(長野刑務所及び松本少年刑務所、有明高原寮調べ)

○長野少年鑑別所(法務少年支援センター長野)では、地域援助業務として学校等と連携し、非行・犯罪の防止に関する専門的知識・技術を活用した助言その他必要な援助や、非行の未然防止等に向けた取組を行っています。

施策の方向性・展開

(1) 青少年の非行防止

○青少年の健全育成や、よりよい社会環境づくりのため、県民や団体等と連携し、地域における啓発活動や巡回活動を推進します。

○信州あいさつ運動や愛の声かけ活動、子どもの居場所づくりへの参加など、地域で青少年を見守り、育てるボランティアである青少年サポーターを育成します。

○少年警察ボランティア等と協力し、少年のたまり場となりやすい場所を重点に街頭補導を行います。

○チームティーチング方式による非行防止教室の開催等により、少年の規範意識を高めます。

○非行少年を生まない社会づくり活動の一環として、少年サポートセンターが少年警察ボランティア等の民間ボランティアや関係機関等と連携して、修学に課題を抱えた少年に対する立ち直り支援活動を実施します。

(2) 修学支援のための取組

○教育委員会や、長野県薬剤師会等の関係団体との連携を図り、長野県薬物乱用防止指導員(学校薬剤師、保護司、ライオンズクラブ等)による中学校や高校での薬物乱用防止教育を推進します。

第3章 今後取り組んでいく施策

- 高校生が薬物依存経験者の体験談等を直接聞き共に話し合う機会を設けることや、県内の大学、専門学校等へ麻薬取締員と専門知識を持った講師が訪問し、教職員、学生・生徒を対象とした教育意識啓発事業を行うことにより、若い世代の薬物乱用防止の意識高揚と薬物の正しい知識の周知徹底を図ります。
 - 犯罪をした者等のうち、生活困窮世帯（被保護世帯を含む）の不登校、ひきこもりの子どもに対して訪問型学習支援を行います。
 - 地域の大人と子どものつながりの中で、子どもの成長を支える「信州こどもカフェ」や「子どもの第三の居場所」において、学習支援等の取組を推進します。
 - 生活を営む上で困難を有する子ども・若者が安心して通うことができる居場所等を運営する民間団体を支援し社会的自立を促進します。
- (3) 困難を抱える子どもたちを社会で支える取組
- 市町村の「子ども家庭支援ネットワーク」の体制づくりを推進し、高校卒業時に進路未決定の生徒や、中退する生徒等に関する情報を関係機関が共有し、社会的自立に必要な支援を行います。
 - 福祉事務所単位で設置することができる生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 9 条第 1 項の規定に基づく支援会議を活用し、困難を抱える子どもたちに関する情報共有や連携を図り、支援策を検討します。
 - 複雑な課題を抱える子ども・若者を支援するため、支援機関が連携して対応する「子ども・若者サポートネット」を運営します。

第4節 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

1 特性に応じた効果的な指導の実施等

現状と課題

- 全国の入所者のうち、暴力団へ加入している者は 6.1%を占めており、長野県の入所者のうち、暴力団へ加入している者は 9.1%となっています。(出典：法務省 東京矯正管区資料)
- 全国の入所者のうち性犯罪で入所した者は 329 人となっており、そのうち再入者は 30.88%を占めています。長野県の入所者のうち性犯罪で入所した者は 1 人となっており、再入者はいませんでした。(出典：法務省 東京矯正管区資料)
- 国の計画では、再犯防止のための指導等を効果的に行うために、犯罪や非行の内容はもとより、対象者の特性（経歴、性格等）を適切に把握した上で、その者にとって適切な指導を選択し、一貫性を持って継続的に働きかけることが重要であると指摘しています。
- 暴力団関係者、性犯罪者、ストーカー等、対象者の特性に応じた指導及び支援が重要となっています。

国・民間の取組

- 矯正施設では、受刑者、少年院在院者に改善更生や円滑な社会復帰に支障があると認められる事情がある場合には、その改善に向けた指導が行われており、特別改善指導として、長野刑務所及び松本少年刑務所では、薬物依存離脱指導、性犯罪再犯防止指導及び被害者の視点を取り入れた教育等を実施し、有明高原寮では、特定生活指導として、交友関係指導及び暴力防止指導等を実施しています。

施策の方向性・展開

(1) 暴力団からの離脱・社会復帰に向けた支援

- 公益財団法人長野県暴力追放県民センター等関係機関・団体と連携し、暴力団から離脱した者の就労を定着させ、暴力団組織へ戻ることを抑止し、社会復帰を促進・支援します。

(2) 性犯罪者への更生支援

- 法務省の協力を得て、子供を対象とする暴力的性犯罪をした者について、刑事施設出所後の所在確認を実施するとともに、その者の同意を得て、面接を実施し、必要に応じて関係機関・団体による支援に結び付けます。

(3) ストーカー加害者への更生支援

- ストーカー加害者に対し、医療機関等の協力を得て医療機関等によるカウンセリング等の受診に向けた働きかけを行うなど、精神医学的、心理学的なアプローチを推進します。

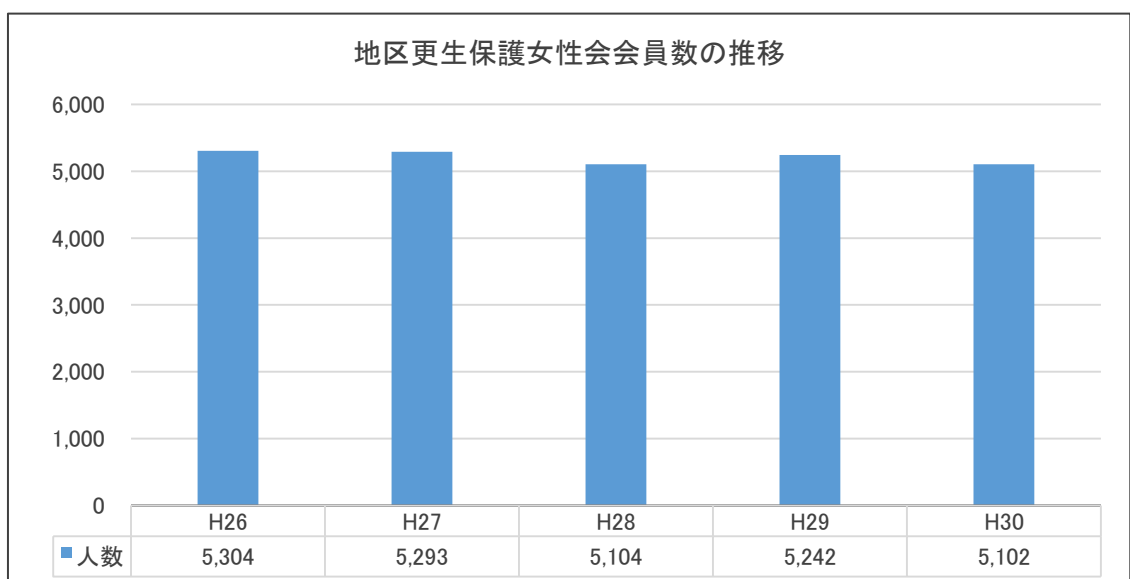
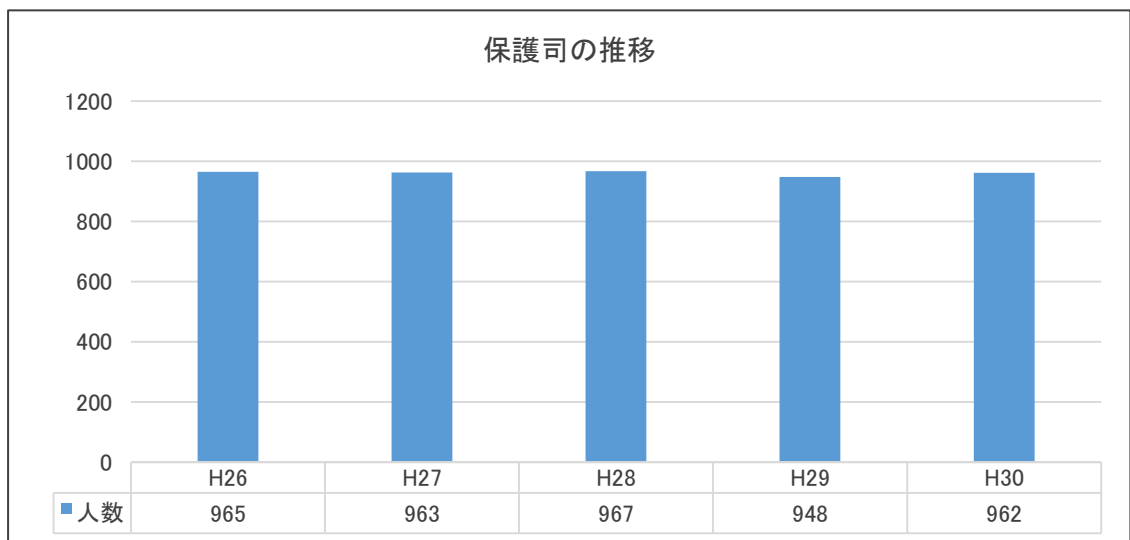
第5節 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

1 民間協力者の活動の促進等（出典：「長野県の更生保護」平成28～30年（長野保護観察所））

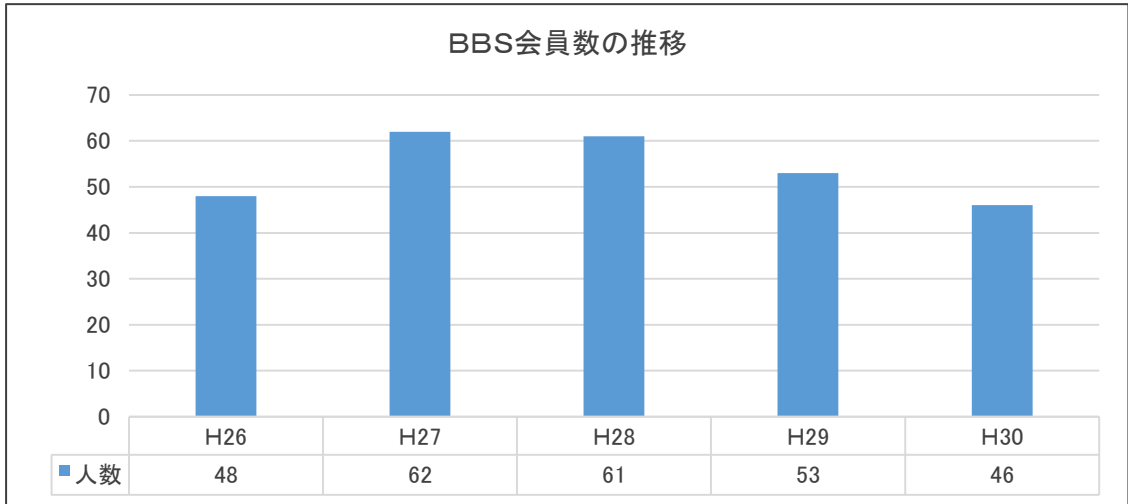
現状と課題

○長野県の更生支援は、保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用（事業）主会、更生保護法人、自立準備ホーム等の民間協力者の協力により、実施されています。

○民間協力者が果たす役割が重要である一方、保護司等の更生保護ボランティア数は減少ないし横ばいの傾向にあり、安定的な確保が課題となっています。また、協力雇用主数については増加傾向にあるものの、実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主の比率は少ないことが課題となっています。



第3章 今後取り組んでいく施策



国・民間団体の取組

○保護司は、地域の実情等を理解しているという特性を活かし、保護観察所の保護観察官と協働して、保護観察を実施するとともに、犯罪予防活動、就労支援、学校や地域の機関・団体との連携等と、その活動領域は更生保護全般にわたっています。

保護司は、平成30年9月現在、県内に962人おり、充足率は、94.8%となっています。保護司法の規定に基づき、都道府県の区域を分けて定められた保護区のいずれかに所属して、保護区ごとに保護司会を組織しています。

○更生保護女性会は、地域の公民館、学校等で地域住民を対象に、その地域の実情に即した非行問題等を話し合うミニ集会を開催するほか、親子ふれあい行事や子育て支援の活動などに取り組んでいます。

更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者等や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。平成30年4月現在、県内に5,102人の会員がいます。

○OBBS会は、児童福祉施設における学習支援活動や児童館における子どもとのふれあい行事等を実施しています。

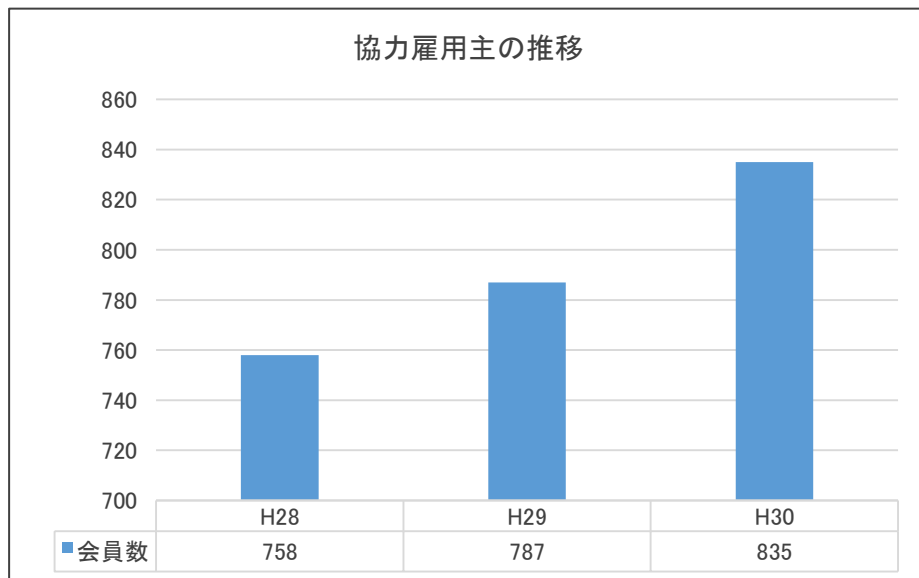
BBS会（「Big Brothers and Sisters Movement」）は、問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体です。H30年4月1日現在、県内で2地区46人の会員が参加しています。

協力雇用主とは、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主のことです。県内の協力雇用主で長野県更生保護協力雇用主会連合会を組織しています。平成30年4月時点では、県内で835社の協力雇用主がいます。

更生保護法人とは、更生保護事業を営む民間の団体です。県内には、保護司、更生保護女性会、BBS会、更生保護施設、更生保護協力雇用主会など、更生保護の活動を行う団体が円滑に活動できるよう、資料作成、研修会の開催、資金援助、犯罪予防や更生保護に関する広報活動を行っている更生保護法人長野県保護観察協会と、矯正施設から釈放された者や保護観察中の者で、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設であり、宿泊場所や食事の提供を行うだけでなく、保護している期間に生活指導、職業補導などを行っている更生保護施設（長野司法厚生協会裾花寮、松本保護会みすす寮）があります。

自立準備ホームでは、保護観察所においてあらかじめ登録されたNPO法人等に対して、矯正施設出所者等への宿泊場所の提供等を委託する事業を実施しています。帰る家の無い犯罪をした者等が、自立できるまでの間一時的に住むことができる民間の施設です。平成30年4月現在、県内には7施設となっています。

○また、矯正施設では、被収容者に対する様々な助言・指導に携わる民間の篤志家であり、悩み事に対する面談相談、教養や趣味に関する指導、専門的な知見に基づく教育活動を行う篤志面接委員、被収容者の宗教上の希望に応じ、宗教・宗派の教義に基づいた宗教に関する活動を行う民間の篤志の宗教家である教誨師が活動しています。



施策の方向性・展開

(1) 適切な役割分担による効果的な連携体制の構築

○犯罪をした者等の再犯防止に向けた取組を推進し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するとともに、誰にでも居場所と出番のある地域共生社会の構築を行うため、長野県再犯防止推進会議を設置し、効果的な再犯防止の推進を図ります。

○犯罪をした者等のうち、高齢又は障がい者であっても福祉の支援を求めない者や、本人は自覚していないが障がい者と思われる人及び社会的孤立に陥っている者等への支援を目的に、支援体制の整備や刑事司法関係機関、民間協力者等と地域のネットワーク構築等を行います。

○民間協力者や刑事司法関係機関と連携して、生活に困難を抱えた犯罪をした者等や刑事施設等に入所する者の家族など地域住民へ相談支援を行う生活相談窓口を更生保護サポートセンターに開設し、安心・安全な地域社会の構築を図ります。

○関係機関の実態を調査し、その結果を提供・共有することにより、効果的な連携体制の構築を図ります。

(2) 民間協力者の活動に対する支援

○保護観察を受けている者及び刑務所等から釈放された者の自立更生を支援するため、更生保護法人長野県保護観察協会が行う啓発、研修、連絡協議会の実施等を支援します。

○犯罪をした者等の立ち直りを支える更生保護ボランティア（保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会等）による犯罪や非行のない安心・安全な地域社会を築くための活動を支援します。

(3) 市町村や公共的団体等の活動に対する支援

○安心・安全な地域づくり等、活力あふれる元気な長野県づくりを進めるため、市町村や公共的団体等が、住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業を支援します。

(4) 協力雇用主の拡大に対する支援

○県が直接保護観察中の少年を雇用することで、民間企業の再犯防止に対する意識啓発や、協力雇用主の拡大及び雇用の促進を図ります。

○建設工事入札参加資格の資格総合点数において、協力雇用主登録事業者に対し加点します。

(5) 再犯防止に尽力した民間協力者に対する表彰

○民間協力者による再犯の防止等に関する活動を広く普及・促進するため、更生保護のボランティア活動等で顕著な功績や善行があり、他の模範となる者に対し、表彰を実施します。

保護司の取組

保護司会連合会

保護司は、社会奉仕の精神を持って、罪を犯した人や非行のある少年たちの円滑な社会復帰を助けるとともに、犯罪や非行の予防を図り、個人や公共の福祉に寄与することをその使命としており、現在、全国で約5万人、長野県で約1,000人の保護司が、それぞれの地域において、安全・安心な社会づくりのために活動しています。保護司は、法務大臣からの委嘱を受け、身分上は非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されず、実質的には民間のボランティアであり、諸外国には例を見ない我が国独特の更生保護制度の特徴です。

犯罪や非行の減少傾向は見られるものの、再犯や再非行が大きな社会問題となるなかで、犯罪や非行の抑止と罪を犯した人の更生の場としても機能していた地域社会の力を活用し、「根気よく接していけば人は変わる。同じ地域に住んでいる人が犯罪や非行を重ねなくても生きていけるようにしたい。それは安全・安心な地域を願う我々の使命と思う。」との気持ちで、そこに生きがいを感じながら活動している保護司の役割は、ますます大きくなっています。

○活動内容

保護観察

犯罪や非行をした人たちと定期的に面接を行い、更生を図るための約束事（遵守事項）を守るよう指導するとともに、生活上の助言や手助け等を行います。

生活環境の調整

少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後に円滑に社会復帰できるよう、釈放後の帰宅予定地の調査、引受人との話し合い等を行い、必要な受け入れ態勢を整えます。

犯罪予防活動

犯罪や非行を未然に防ぐとともに、罪を犯した人の更生について理解を深めるために、世論の啓発や地域社会の浄化に努めるものです。毎年7月は、「社会を明るくする運動」強調月間と「再犯防止啓発月間」として、街頭啓発活動、講演会、シンポジウム、ワークショップ、スポーツ大会等様々な活動が展開されています。



（「安全・安心な地域社会をつくるために」（長野県保護司会連合会）より）

2 広報・啓発活動の推進等

現状と課題

○犯罪をした者等が社会において孤立することなく、社会を構成する一員として社会復帰するためには、本人の努力だけではなく、行政や地域住民の理解や協力が必要です。

○しかし、国の計画に記載されているように、再犯の防止等に関する施策は必ずしも、行政職員や県民に身近なものではなく、理解や関心を得られにくいことが課題となっています。

■出典：「福祉に関する県民意識調査 2018」（社会福祉法人長野県社会福祉協議会）

回答者：県民 1,384 人

設問	回答項目	割合
今後、参加したい社会福祉関係のボランティア活動や、NPO 活動についての県民意識調査（複数回答）	犯罪や非行をした者への社会復帰に関する活動	3.4%
ふだんの暮らしや家庭生活で、困りごとや悩みについて（複数回答）	犯罪や非行をした者との関係性	0.8%
困りごとや悩みがあった時、家族以外に相談する場（3つ以内に絞って回答）	保護司・更生保護女性会	0.2%
地域には、ふだんの暮らしや家庭生活で、困りごとや悩みを抱えている方はいるか（複数回答）	犯罪や非行をした者との関係性	0.7%

国・民間団体の取組

○国においても、“社会を明るくする運動”等で、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを推進しています。

“社会を明るくする運動”は、法務省が主唱し、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国運動のことです。7月が強調月間となっています。

平成 29 年の県内の参加人数は、54,869 人です。

○また、刑事施設では、矯正展を始めとして、刑務所作業製品の展示・即売や施設参観、職業訓練見学会等を通じて、再犯の防止に関する広報啓発活動を積極的に行っています。また、有明高原寮及び長野少年鑑別所でも、地域住民を対象とした募集参観を計画的に実施しています。

施策の方向性・展開

(1) 啓発事業への協力

○犯罪や非行のない明るい社会を築くため、国が実施する“社会を明るくする運動”に参画するとともに、市町村への協力を図ります。

(2) 啓発事業の実施

○行政職員や関係機関に対し、犯罪をした高齢者・障がい者等の支援を考えるきっかけとするため、高齢者・障がい者等の支援を必要としている受刑者等を収容している矯正施設の視察・研修を行います。

○関係機関や県民に対し、広く関心をもってもらうきっかけとするため、犯罪をした高齢者・障がい者等の支援について啓発を図ります。

○刑を終えて出所した人への偏見や差別を解消するため、啓発資料等を作成し、地域社会での更生や日常生活への理解と協力が得られるよう啓発活動を実施するとともに、刑を終えて出所した人の人権課題に係る相談機関を紹介します。

(3) 再犯防止の推進に係る実態調査の実施

○市町村行政の再犯の防止等の推進を図るために、市町村の再犯防止推進状況の実態を調査し、調査結果の提供・共有を図ります。

(4) 再犯防止に尽力した民間協力者に対する表彰

○民間協力者による再犯の防止等に関する活動を広く普及・促進するため、更生保護のボランティア活動等で顕著な功績や善行があり、他の模範となる者に対し、表彰を実施します。

第6節 国・市町村・民間団体等との連携強化のための取組

1 国・市町村・民間団体等との連携強化

現状と課題

○犯罪をした者等が、刑事司法手続きを離れた後の支援は、地方公共団体が主体となり、一般県民・市町村民を対象としている各種サービスを通して実施されます。

○再犯を防ぎ、安全・安心な地域社会を構築していくためには、長野保護観察所や長野地方検察庁、長野刑務所、松本少年刑務所、有明高原寮、長野少年鑑別所等の刑事司法関係機関と行政機関で適切な役割分担による効果的な連携が必要です。

保護観察所とは、法務省の地方支分部局で、保護観察に付された犯罪をした者等を、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援等を行う機関です。長野保護観察所では、平成29年には336件の保護観察を開始しています。地方公共団体と協働で青少年健全育成、精神医療や精神保健福祉関係機関との連携、中学校との連携、就労支援事業、薬物依存者の地域支援、犯罪被害者支援、高齢・障がい者の地域支援等の保護観察・犯罪予防に関する各種施策・会議・協議会等も実施しています。

地方検察庁は、刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用の請求等を実施しています。長野地方検察庁の再犯防止に関する取組としては、不起訴や執行猶予判決時に福祉への繋ぎ・支援を行い、矯正施設での更生ではなく、福祉による更生を実施する入口支援を行っています。

刑務所とは主として犯罪をした者等のうち、刑罰に服することとなった者を収容する刑事施設です。長野県には長野刑務所があり、主に初入の受刑者を収容しています。平成30年11月30日現在、876人の受刑者の刑を執行中であり、そのうち2%が再入者です。

第3章 今後取り組んでいく施策

少年刑務所とは主として犯罪をした者等のうち、刑罰に服することとなった26歳未満の受刑者を収容する刑事施設です。長野県には松本少年刑務所があり、主に犯罪傾向が進んだ受刑者を収容しています。平成30年10月末現在、216人の受刑者の刑を執行中であり、そのうち35.2%（76人）が再入者です。

少年鑑別所とは、①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする施設です。長野県には、長野少年鑑別所があり、地域の非行及び犯罪の防止に関する機関又は団体の求めに対する援助（「法務少年支援センター長野」として実施）について、平成29年は480件実施しています。

少年院とは、家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、矯正教育、社会復帰支援等を行う施設です。長野県内には有明高原寮があります。平成29年には、関東、甲信越及び静岡の東京管区管内の家庭裁判所から「短期間」及び「特別短期間」の処遇勧告が付いた少年が23人入院しました。

○県内の市町村の状況を調査したところ、再犯防止推進に係る情報が不足している状況や、関係機関との連携体制の不足等が指摘されています。また、市町村職員のスキルアップが必要といった指摘もありました。

施策の展開・方向性

（1）適切な役割分担による効果的な連携体制の構築

○犯罪をした者等の再犯防止に向けた取組を推進し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するとともに、誰にでも居場所と出番のある地域共生社会の構築を行うため、関係機関と長野県再犯防止推進会議を設置し、効果的な再犯防止の推進を図ります。

○犯罪をした者等のうち、高齢又は障がい者であっても福祉の支援を求めない者や、本人は自覚していないが障がい者と思われる者及び社会的孤立に陥っている者等への支援を目的に、支援体制の整備や刑事司法関係機関、民間協力者等と地域のネットワーク構築等を行います。

- 民間協力者や刑事司法関係機関と連携して、生活に困難を抱えた犯罪をした者等や刑事施設等に入所する者の家族など地域住民へ相談支援を行う生活相談窓口を更生保護サポートセンターに開設し、安心・安全な地域社会の構築を図ります。
 - 関係機関の実態を調査し、その結果を提供・共有することにより、効果的な連携体制の構築を図ります。
 - 「地域生活定着支援センター」を設置し、刑事司法関係機関と連携し、高齢又は障がいにより福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等出所予定者の社会復帰を支援します。
- (2) 啓発事業への協力
- 犯罪や非行のない明るい社会を築くため、国が実施する“社会を明るくする運動”に参画するとともに、市町村への協力を図ります。

再犯防止推進ネットワーク事業（フラップネット）の取組

＜取組みの背景＞

現在、再犯防止推進法や国の再犯防止推進計画に基づき、国と地方公共団体が連携し、効果的な再犯防止対策を講じることが求められています。その具体策として、本事業を長野県社会福祉士会に委託し実施しています。

＜取組みの具体的な内容＞

○再犯防止に関する研修会とネットワーク協議会等の開催

年数回、各圏域ごとに支援対象者や刑余者に対する事例や情報共有、協力機関における対策等について研修を行うとともに、福祉関係者と司法関係者の相互理解及び役割分担等について、圏域および各圏域の事前協議の場であるネットワーク協議会を開催し、連携体制の構築を図ります。

○困難ケースに対する個別的な支援

支援者に寄せられた個別事案（不起訴処分となった者等の入口支援等）のうち、支援対象者が高齢・障がい等の福祉的ニーズを要する人等であり、かつ担当の支援者だけでは対応が困難な事例に対し、コーディネーターを配置し、即応できる体制を整え相談・助言を行うとともに、ネットワーク協議会における援助者へ支援を行います。



（「フラップネットパンフレット」（長野県社会福祉士会）より）